

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「過酷労働」記事でユニクロ側が全面敗訴

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は、12月10日の産経ニュースの記事をご紹介します。（以下、記事より抜粋）

「ユニクロ」を展開するファーストリテイリングなど2社が、過酷な労働について書いた週刊文春の記事や単行本で名誉を傷つけられたとして、文芸春秋に計2億2千万円の損害賠償と本の回収などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は18日、請求を全て退けた。

土田昭彦裁判長は『「月300時間以上、働いている」と本で証言した店長の話の信用性は高く、国内店に関する重要な部分は真実」と指摘。「中国工場についても現地取材などから真実と判断した理由がある」と指摘した。

問題となったのは、ジャーナリストの横田増生さんが執筆した週刊文春平成22年5月6、13日号と書籍「ユニクロ帝国の光と影」で、国内店の店長や、中国の工場従業員が過酷な労働をさせられている、という内容だった。

ファーストリテイリング側は「判決は事実と反しており、誠に遺憾。今後の対応は慎重に検討する」としている。

抜粋ここまで。

問題となった記事は、元店長や中国工場の元社員の証言をもとに書かれています。それによれば、業務が実際には終了していないのにタイムカードを押し退社を偽装することを強要され、実際には月300時間の残業を強いられていたとなっています。

東京地裁は、「記事は真実か、真実と信じた相当の理由がある」と、元社員らの証言の信頼性が高いとしてファーストリテイリングの請求を棄却し、ユニクロの敗訴が確定したというわけです。

つまり、ユニクロでは、記事に書かれているような勤務の実態が「存在する」と司法の場で判断されたわけで、たとえその内容が「事実」とは異なっていたとしても「真実」として確定してしまっただけになります。司法の場で全面的に負けてしまった以上、ユニクロには、問題となった記事を取り消す手段は残されていません。